

令和３年１２月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和３年１２月３日（金）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が１２月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ２番 藤嶋 祐美 委員 ３番 二村 啓二 委員 ４番 城野 幸司 委員 ６番 野上 政憲 委員
７番 佐藤 幸子 委員 ８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １１番 中野 定重 委員

欠席委員

５番 疋田 忠公 委員 １０番 後藤 博幸 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第５４号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第５５号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第５６号 非農地証明願いについて

議案第５７号 議決の抹消について

議案第５８号 農用地利用集積計画の決定について

議案第５９号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は正田委員と後藤委員が欠席となっており、出席委員は10名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 佐藤 幸子委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入ります。
議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 説明に入る前に、番号1についてですが、令和3年12月1日付けで申請の取り下げ願いが提出されましたので、お知らせ致します。
それでは説明に入ります。議案の1ページをお開きください。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年12月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページをお開きください。

番号 2 田 687 m² 外 6 筆 合計 5,854 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、畑 1,196 m² 外 3 筆 合計 4,305 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の許可要件の全ての要件を満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。11 月 25 日に実施しました現地調査において調査委員 2 名が判断された、農地法第 3 条第 2 項の各号であります、これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤聖 後藤より、11 月 25 日に実施しました議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリス
委 員 トと併せて報告します。

番号 1 は先ほども報告がありましたように、取り下げになりました。

番号 2 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は田と畑合わせて 7 筆で、草刈り等により管理されています。一部ではギンナンやカボス・梅・ビワといった果樹が栽培されています。許可後は、果樹については引き続き管理を行い、そのほかの畑では露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号３の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は４筆の畑で、現在はカボスが栽培されています。許可後もこれまでと同様、カボスの作付けを行うとのこと。

３条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、３条申請２件について調査報告となります。委員皆さまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第２０地区の久原推進委員さん。

久 原 第２０地区、推進委員の久原です。

推進委員 番号２の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は田と畑で合計７筆あり、草刈り等により管理されているほか、一部ではギンナンや・カボス・梅・ビワが栽培されています。許可後は、果樹については引き続き管理を行い、そのほかの畑では露地野菜の作付けを行うとのことであり、特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第１２地区の佐藤推進委員さん。

佐藤孝 第１２地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号３の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は４筆の畑で、現在はカボスが栽培されています。許可後もこれまでと同様、カボスの作付けを行うとのことであり、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 442 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、田 109 m² 外 2 筆 合計 247 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 179 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、11月25日に実施しました農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告
委 員 します。

番号1の畑については所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の田については所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は3筆あり、現在は畑として露地野菜が栽培されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑については所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、区画整理が行われています。現在は草刈りにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第13地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第13地区、推進委員の芦刈です。11月23日に現地の確認に行ってきました。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。譲受人は譲渡人の娘さんであり、市外から帰ってきて実家の近所に家を建てるということです。特に周囲の農業に影響を及ぼすこともなく、問題はないと思われます。

議 長 次 に第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 2 は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は 3 筆あり、現在は畑として露地野菜が栽培されています。建築によって影響を及ぼすような農地も特になく、問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 3 は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。
申請地は 1 筆の畑で、区画整理が行われています。すでに周囲では住宅の建設が進んでおり、周辺の農業に及ぼす影響もないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決

定致しました。次に議案第 56 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページをお開きください。

議案第 56 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 181 ㎡ の土地については、平成 2 年頃より、駐車場及び一部菜園として利用されている土地となります。チェックリストにつきましては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、畑 198 ㎡ の土地については、昭和 12 年頃より、申請者が運営する寺の境内地として利用された土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、畑 132 ㎡ の土地については、平成 6 年より、申請者が運営する寺の駐車場として利用された土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 4、畑 281 ㎡ の土地については、昭和 46 年より、申請者が運営する寺の本堂の用地として利用された土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次のページに記載しておりますのでご確認ください。以上、非農地証明願い 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 46 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 56 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 57 号 議決の抹消について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。
議案第 57 号 議決の抹消について、令和 2 年 12 月 23 日、議案第 63 号で議決のあったものについて取り下げ願いが提出されたので抹消するものとする。

令和 3 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1 対象地 畑 211 m² 外 2 筆 合計 1,113 m² 、申請の内容は耕地の拡張を図るため、令和 2 年 12 月 23 日 議案第 63 号 農地法 3 条の規定による許可申請についてとなります。

取消しの理由は、経営環境の変化により許可を受けた農地を必要としなくなったためとのことです。

令和 2 年 12 月 23 日付けで発行した農地法第 3 条の許可書は、取り下げ願いに添付され返却済みです。以上、議決の抹消 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 57 号 議決の抹消について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 57 号 議決の抹消については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページとなります。
議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。
令和 3 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「令和 3 年 12 月 3 日公告予定」となります。
1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 3 年 11 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。
田については、64,599 m² 74 筆、畑については、68,076 m² 32 筆です。合計面積は 132,675 m² 106 筆となります。次に、貸し手借り手ですが、貸し手が 53 名に対して借り手は 33 名となります。なお、各筆明細につきましては、4 ページから記載しておりますのでご覧ください。
以上、簡単ではございますが、令和 3 年 12 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページをご覧ください。

議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 3 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページをご覧ください。

畑 1 筆、3,843 m² を、配分するものです。

畑 1 筆、3,382 m² を、配分するものです。

畑 1 筆、614 m² を、配分するものです。

畑 3 筆、7,332 m² を、配分するものです。

畑 1 筆 7,370 m² を、配分するものです。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載しております。以上、5 件の配分計画についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。